

議案第37号

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第14条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、学校職員に対して、当該学校職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年鹿児島県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第2項及び第4項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第17条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第17条の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第17条の2 警察本部長は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 警察本部長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第17条の3 警察本部長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を超過勤務の制限を請求する一の期間の初日とする第1条の規定による改正後の鹿児島県職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項、第2条の規定による改正後の鹿児島県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項及び第3条の規定による改正後の鹿児島県地方警察職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の2第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員又は学校職員は、施行日前においても、任命権者又は警察本部長が人事委員会と協議して定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

職員、学校職員及び地方警察職員について、育児又は介護を行う職員の仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、所要の改正をしようとするものである。